

ID: 616

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	被保険者証の返還命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第9条第3項の規定による。 (届出等) 第9条 3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。 国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日